

税を考える週間です

(11月11日～11月17日)

■問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115

地方税はみんなの元気の源です



住民税や固定資産税、軽自動車税、市たばこ税などは普通税といわれ、福祉や教育、産業振興等の幅広い分野の貴重な財源となります。

また、国民健康保険税は目的税といわれ、国民健康保険税の被保険者のみなさんが病気やケガなどで病院にかかったときに、医療費の一部負担で安心して受診できる助け合い制度（国民健康保険制度）を維持するための税です。被保険者からの保険料が貴重な財源となります。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/> では、「税の役割と税務署の仕事」を動画で見ることができます。ぜひご覧ください。

～佐賀税務署からのお知らせ～

記帳開始説明会を開催します

平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます。

新たに記帳を行う人や記帳の仕方が分からない人は、この機会にぜひご参加ください。

◆対象者

事業（営業・農業）所得、不動産所得または山林所得が生じる業務を行うすべての人。

※これまでは、白色申告の人のうち前々年分または前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える人が対象でした。

会場：武雄市文化会館 2階 大会議室A

◆日時 11月15日(金) 10時～12時・14時～16時

会場：メートプラザ（佐賀市）

◆日時 11月12日(火)

【営業・不動産】 10時～11時30分・13時～14時30分

【農業】 15時～16時30分

◆日時 11月13日(水)

【営業・不動産】 13時～14時30分・15時～16時30分

【農業】 10時～11時30分

■問い合わせ 佐賀税務署（佐賀第二合同庁舎）担当：荒木

☎32-7511 ※自動音声にしたがって「2」を選択してください。

県内全市町と佐賀県が一斉に取り組みます

特別徴収の適正な実施を求める通知書を送ります

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

個人住民税の特別徴収義務があり、現在特別徴収を行っていない事業所に対し、11月6日(水)付けで、県内の市町一斉に「特別徴収の適正化通知文書」または「特別徴収義務者指定の適正化最終通知文書」を送ります。文書がお手元に届いた事業所は関係市町にて手続きをしてください。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市へ納入していただく制度です。

給与を支払う事業者は、地方税法および市の条例により、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。原則として、パートやアルバイトなどを含む全ての従業員について特別徴収する必要があります。

メリット

従業員にとって、「毎月給与から天引きされるため金融機関に出向く手間が省ける、納め忘れがない、1年分の税額を12回に分けるので1回あたりの納付額が少なくてすむ」というメリットがあります。

家を建てたり、取り壊したら、税務課にお届けください

固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋・土地などに課税されます。

家や倉庫などを新築や増築した場合は、その翌年から課税の対象となり、取り壊しても届け出がないと、誤って課税されてしまう原因にもなります。家屋を建てたり、取り壊したときは、税務課へご連絡ください。

■問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

固定資産現地調査のお知らせ

固定資産評価替えに向け、現地調査を行います。調査の必要上、敷地内（私道）等に立ち入らせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

■調査期間 平成25年11月～平成26年3月

■調査委託会社 株式会社 パスコ

※調査員は、市で交付した腕章をし、調査員証を携帯しています。

■問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176